

女性差別撤廃条約の経過等

(1) 条約の経過

- ・1979年12月18日 第34回国連総会において採択
- ・1981年9月3日 女性差別撤廃条約を発効
- ・1985年6月25日 日本が女性差別撤廃条約を批准
- ・1985年7月25日 日本について効力発生
- ・1999年10月6日 第54回国連総会において女性差別撤廃条約選択議定書を採択
- ・2000年12月22日 女性差別撤廃条約選択議定書を発効

※日本は、女性差別撤廃条約選択議定書については批准していない。

(2) 条約等の締約国数

- ①女性差別撤廃条約 189カ国
- ②女性差別撤廃条約選択議定書 115カ国（189カ国中）

(3) 女性差別撤廃条約選択議定書とは

選択議定書は、締約国の個人又は集団が条約に定められた権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接通報する権限を認め、国連が通報に基づく調査・審査を行い当事者・政府に「意見」「勧告」を送付するとしており、選択議定書には「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きがあります。

(4) 女性差別撤廃条約選択議定書が定めている救済制度

①個人通報制度

個人通報制度は、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害され、国内での救済を求める手続きが尽くされた後も権利回復がなされない場合に、女性差別撤廃委員会に通報し救済を求めることができる制度です。

②調査制度

女性差別撤廃委員会が女性差別撤廃条約に定める権利の重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、その調査結果を意見や勧告とともに当該国に送付する制度です。

以上